



# お知らせ版

No.1233

## 町からのお知らせ

### 特定計量器定期検査(はかり検査)を行います

※申請・お問い合わせ先  
産業振興課産業振興G  
☎662・2114

取引・証明に使用する『はかり』は、計量法によって2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。この検査を受けないと、取引・証明には「はかり」を使用できません。このたびは、次の日程により、調査及び検査を行います。ご協力をお願いします。

- 事前調査 平成27年5月15日(金)～25日(月)の期間、計量器の種類・台数等を把握するために事業所にお伺いするほか、文書や電話等により実施します。
- 集合検査 平成27年6月10日(水) 午前9時30分～午後2時30分まで

- 検査会場 中山町役場102会議室
- 持ち物 はかり・手数料
- その他 集合検査とは別に、大型はかり等を対象とした所在場所検査もあります。

### 中央公民館の電話工事について

※お問い合わせ先  
教育課生涯学習G  
☎662・2235

中央公民館では、次の日程に電話工事を行います。当日、中央公民館は閉館しておりますので、利用者の方は直接、中央公民館にお越しく下さい。

【工事日】平成27年5月23日(土) 午前中

### 心配ごと相談所 無料法律相談

※お問い合わせ先  
町社会福祉協議会事務局  
☎662・4361

あなたの悩み、心配ごとには柿崎弁護士が助言します。

●日時 5月27日(水) 午後1時15分～3時30分

●場所 町保健福祉センター

●相談内容 財産・相続・土地・金銭・家族問題など

●予約 電話受付(先着5組まで)

### 町野球連盟

平成27年度の登録を受付ます

※お問い合わせ先  
教育課生涯学習G  
☎662・2289

中山町野球連盟では「町民野球大会」などを開催し、野球の技術向上や普及、会員の交流をめざしています。町民野球大会には出場するためには、毎年、同連盟への登録が必要です。(町民野球大会は「中山・山辺町長杯争奪野球大会」の選考を兼ねた大会です) 手続き 総合体育館に準備してある

## 募集・案内

### 中山町開幕戦に向けて「イス清掃」ボランティア募集

※お問い合わせ先 楽天イーグルス中山町支援本部事務局 教育課生涯学習G  
☎662・2289

いよいよ待ちに待った中山町での開幕戦!6月2日(火)から対読売ジャイアンツ戦が始まります。

楽天イーグルス中山町支援本部では、町内外からお越しくださる方が気持ちよく観戦できるように、荘銀・日新スタの観客席イス清掃を行ってくださるボランティアを募集しています。

- 日時 5月23日(土) 午前6時集合
- 集合場所 荘銀・日新スタ玄関前
- 持ち物 古い雑巾又はタオル

### いきいき教室のお知らせ

※お問い合わせ先  
教育課生涯学習G  
☎662・2235

- 期間 平成27年6月～平成28年3月
- 対象 町内にお住まいの50代以上の方(6月9日開講式・昭和の中山おしゃべり会など)
- 内容 学習会、クラブ活動(いきいきクラブ・グラウンドゴルフ・民謡・健康民舞・料理から選択)

登録用紙に必要な事項を記入し、登録料5000円を添えて、5月31日(日)までに総合体育館に提出してください。

### 最上川伝統行事

《中山町指定無形民俗文化財》  
中山町川向金比羅樽流し

※お問い合わせ先 保存会事務局  
☎662・5777  
(ひまわり温泉ゆ・らら内 東海林)

●日時 6月1日(月) 午前9時～

●場所 中山町大字長崎字川向地区

(地図参照)

●内容 最上川の水難事故防止や交通安全、家内安全等を祈願して、金比羅樽流し保存会により樽流しが行われます。

### 位置図



●学習会・クラブ活動 各年8回予定

●年会費 500円

●申込方法 年会費を添えて6月7日(日)まで申し込んでください。

※詳細は6月1日号で配布するチラシをご覧ください。

## 第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付が開始されました。

- 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正する法律」の成立により、戦没者の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)が支給されることになりました。
- 支給内容は額面25万円、5年間償還の記名国債
- 請求期限は平成30年4月2日まで
- 支給対象者は、平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻、父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。  
なお、後日、遺族会主催による説明会を予定しております。

※お問い合わせ・請求受付窓口  
中山町健康福祉課福祉G ☎662・2673

## 一人ひとりが気をひきしめて交通事故を防ぎましょう

- こまめに休憩をとり、余裕のある運転を心がけましょう
- 速度を控えて安全運転をしましょう
- 早め点灯とハイビームを積極的に活用しましょう
- 全席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう

